

日 付 令和2年2月19日(水)
山梨県教育庁 学術文化財課
文化財企画調整監 今泉
連絡先 (直通)055-223-1792 (県庁内線)8502

県指定文化財の指定について

報道関係者各位

山梨県教育委員会は、令和2年2月19日(水)に開催された定例教育委員会において、令和2年1月17日(金)開催した山梨県文化財保護審議会から「県指定相当」として答申された文化財を県指定の有形文化財(歴史資料)に指定することを決した。

なお、この文化財の指定に係る効力は、県公報の告示のあった日(2月下旬頃を予定)から生じることになる。

- 今回の指定により県指定文化財は536件となり、うち、有形文化財は365件(歴史資料17件)となった。
- 県指定有形文化財の指定 1件
「八王子神祈願図絵馬 一面」(歴史資料) (別紙資料)
(はちおうじしんきがんずえま いちめん)

公開先 URL <https://www.pref.yamanashi.jp/gakujutu/bunkazaihogo/hodo.html>

※ 詳細、写真についての問合せ先
有形文化財(歴史資料)
文化財保護担当 尾形 県庁内線 8515
(直通)055(223)1792

資料

山梨県指定文化財の指定について（八王子神祈願図絵馬 一面）

- 1 種別 有形文化財 歴史資料
- 2 名称 八王子神祈願図絵馬 一面（はちおうじしんきがんずえま 1めん）
- 3 所在地 甲斐市神戸 672
- 4 所有者 神戸自治会
- 5 作者 不明
- 6 時代 桃山時代 慶長4年（1599年）
- 7 法量 縦34.0cm
横（上辺）60.8cm（下辺）61.7cm
厚（上辺）1.0cm（下辺）2.5cm

8 概要

本絵馬は吊懸形式の小絵馬（※1）にあたるが、横60cmと大型のものである。表面に図、裏面に願文、年紀（慶長4年）、祈願者の氏名が記されている。祈願者の上野善右衛門と上野弐兵衛は、当時の検地帳「甲州北山筋菅口之内神戸村御水帳屋敷」にも屋敷当主として名前が記されていることから、絵馬が慶長4年（1599年）に製作・奉納されたことが明らかである。現存する小絵馬でこの時代（慶長4年・1599年）まで遡る例は県内では他に存在せず、小絵馬の中では大型であり、図様もすばらしい。願文の記載内容も地域の所繁盛（※2）、地域住民の寿命長久を願ったもので重要であり、祈願者は神戸村に実在した人物である。当時の八雲神社の状況や神戸村の杣（そま）（※3）の実態を知る上でも重要である。

※1 絵馬・・・大型で扁額形式の大絵馬と小型（概ね幅30cm以下）で懸吊形式の小絵馬がある。

※2 所繁盛・・・地域が賑わい、繁栄すること。

※3 杣・・・樹木を植え付けて、材木を採る地域において働いている人々。木こり、林業従事者をいう。



繪馬表面（提供：甲斐市教育委員会）



繪馬表面（赤外線撮影）（提供：甲斐市教育委員会）



絵馬裏面（提供：甲斐市教育委員会）



絵馬裏面（赤外線撮影）（提供：甲斐市教育委員会）